

沿岸広域振興局長告示第40号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

令和6年9月3日

沿岸広域振興局長 工 藤 直 樹

- 1 路線名 宮古岩泉線
- 2 供用開始の区間 下閉伊郡岩泉町上有芸字蝦夷館44番1地先内
- 3 供用開始の期日 令和6年9月3日
- 4 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - (1) 場所 沿岸広域振興局土木部岩泉土木センター
 - (2) 期間 令和6年9月3日から同年10月3日まで